

紛争管理論 2019/12/03 授業レポート

[グループ報告：労働審判 A 班・B 班]

1. 労働審判についてあまり知らなかったのが概要を知ることができてよかったです。
2. ……パワハラ・セクハラ事案や IT 紛争など実際に問題となっている点を引用すると、現実問題として投げかける効果が大きいと思った。
3. [労働審判手続は] いつか使うかもしれません。
4. 同じテーマなのに違う切り口だったのが面白かったです。
5. 来週の発表に向けて良い刺激になった。
6. 内容に個性があっておもしろいと思った。もっと私たちのグループも論点を絞って個性を出せたらと思う。
7. 構成や工夫で見習いたいなと思うところが多かった。ただ、自分の知識として発表内容を落としこめていないので危機感がすごい。
→ どちらの班も、きちんと準備されている方の話は分かりやすかったですね。
8. ……どちらの班も構成がしっかりしていることに付け加え、スライドの見やすさや最初の導入の工夫がされていて良かったと思います。
9. 2つのグループの発表、スライドがすばらしくて不安と焦りでいっぱいなのでがんばります。
10. [発表者から] スライド発表の難しさを感じた。二班が同じ分野の発表を行うことで自分の発表を相対化することが出来て良かった。
11. [発表者から] プレゼンテーション前の話し合いで構成を全員で考えたのが発表に生きたと思う。
12. [発表者から] 私見を述べるのは難しく、うまくまとめられた自信はないが、終わって安心した。
13. [発表者から] 実際に発表してみて、事前の練習よりもかなり時間が短くなってしまったので、相当早口で喋ってしまっていたのではないかと思う。また、B 班の導入の手法はすごいと思った。
14. [発表者から] 準備を各自で行っており、合わせるタイミングがなかったことが反省材料であると感じた。
15. [発表者から] 準備の過程で色々な知識を獲得できて良かったです。
16. [発表者から] 自分の担当したところについて学習したつもりだったが質問されて不十分だったことが明らかになり反省。
17. [発表者から] 壇上に立つと、あれこれ喋ろうとしていたことがあやふやになって結局スライドに書いてあることしか読めなくて分かりづらかったかなと感じています。
→ これはプレゼンでありがちなと思います。事前の話し合いではいろいろ話せそうだと思っても、いざ壇上に立つと何も思い浮かばなくなることがあります。台本を作りすぎると棒読みになる傾向があるので、話すべき事項を箇条書きくらいに手元に持っておくのがお勧めです。

[その他]

18. 同じテーマのもう一つの班と内容が重複しない方が望ましいですか？
→ 重複して構いません。調整事項が増えすぎて内容に集中できなくなると本末転倒なので、自分達のグループとしてベストな内容で実施していただければと思います。結果的に重複していたとしても、その分小さな違いが見えやすくなると思いますので。

年月日 _____ / _____ / _____

名字記入：調停人 _____ 申立人 _____ 相手方 _____ 観察者 _____

ワークシート：調停ロールプレイふりかえり

1. 話し合いはどのように進行了でしょうか？

2. 結論は出ましたか？ どのような内容になったかを記入して下さい。結論が出なかった場合には、何が決まって何が決まらなかったかを記入して下さい。

3. 調停人の活動について、よかったところと気になったところを記入して下さい。
(調停人役は自己評価)

4. その他感想等

※シートは提出して下さい。グループ内でコメントを統一や調整する必要はありません。

子どもの面会交流

共通の事実

1. 前原太郎と波多江花子は、2017年9月に4年の婚姻生活を経て協議離婚した。その主な原因は、太郎の200万円にのぼる借金である。また、太郎と花子の間には、当時3歳の子前原次郎(現在は波多江次郎、現在5歳)がいる。
その際の取り決めとして以下①～④を離婚協議書によって定めた。(公正証書にはしていない。借金以外に、分与すべき財産はほぼなかった。)
 - ①次郎の親権は花子が持つこと。
 - ②養育費については月額三万円とし、毎月太郎が花子名義の銀行口座に振り込むこと。
 - ③太郎は次郎と月に一回面会交流する権利を持つこと。
 - ④借金は太郎が負う。
2. その後、太郎は天神、花子と次郎は九大学研都市のアパートでそれぞれ生活をしている。
2018年夏頃から、花子は太郎からの次郎との面会交流の申し入れを度々拒絶するようになった。
2019年4月からの7か月間は、太郎は次郎と一度も面会交流をしていない。
3. 2019年10月に、太郎は次郎が通う保育園に連絡し、次郎の様子を聞くなどした。
それを知った花子は、太郎に対し電話で「今後またこのような(幼稚園に連絡するような)ことがあれば警察に通報する」と通告した。
4. 太郎は、認められているはずの面会交流ができないことは不当であると主張している。
5. 太郎、花子ともに実家が遠方であり、育児に関して支援を受けられる状況にない。

現在は2019年11月である。

子どもの面会交流

申立人 前原太郎側の秘密事実

- ・面会交流をさせてもらえないのは、協議書で取り決めたことに反しているだけでなく、私の父親としての権利を無視されているようで腹が立ちます。
- ・私がギャンブルで多額の借金を抱えてしまったことが花子さんとの離婚の原因ではありますが、今はギャンブルをやめ、転職して保険会社に勤めており、年収は 450 万円ほどあります。土曜日は意外と予定が埋まりますが、日曜日は以前と違って確実に休めますし、平日の休暇も取りやすい職場です。借金の返済も終わり、もちろん養育費も毎月 3 万円滞納もなく払っています。
- ・養育費を払っているのに面会させてもらえないというのは納得いきませんし、現在花子名義の口座に振り込んでいるのも（養育費を花子さんが自分のために使っているとは思いませんが、）不満に思っていないわけではありません。少なくとも次郎が自分の意思でお金を使えるようになったときには次郎に直接お金が渡るようにしてほしいです。そうなるのであれば多少なら額が増えても構いません。
- ・また面会させてもらえていたころについても、昼過ぎに次郎を天神まで連れてきてもらって会ったと思ったら、あっという間に夕方 4 時頃になります。花子さんから「まだ次郎を帰さないのか」と催促が来て、ぐずる次郎をなだめながら天神の待ち合わせ場所に向かうということも何度かありました。まずは面会をさせてもらいたいというのが一番ですが、月に一回という多くない頻度を考えるともう少し長い時間会わせてほしいというのが本音です。
- ・電話や LINE で花子さんにしばしば連絡を取っていますが、こちらのおもいをわかってもらえず、悲しいし腹が立ちます。こちらの要求は最低限だけだと思っているのですが。
- ・保育園に連絡したのは、面会を認めてもらえない間次郎の様子をまったく知ることができずに不安だったからです。先生から「次郎くんがお絵かきの時間にお父さんの似顔絵を描いていたんですよ」という話を聞いたときは涙が出ました。
- ・ですから「警察に通報する」という花子さんの言葉はショックでした。元はといえば面会をさせてもらえないから園に連絡をするしかなかったのに、自分は次郎の父親なのにどうしてこんなことを言われなければならないんだ、と怒りすら感じました。
- ・12 月には次郎の誕生日も来ますし、クリスマスプレゼントも渡そうと思って買ってあります。何としても 12 月の面会交流は認めてもらいたいです。

子どもの面会交流

相手方 波多江花子側の秘密事実

- ・面会交流を拒否したのは、時間を作るのが難しくなったからです。今まで太郎さんと次郎との面会は日曜日の昼過ぎから夕方にあることが多かったのですが、2018年4月から私の会社の勤務体制が変わり、日曜日に出勤することが多くなったため次郎を太郎さんの所へ連れていくことが難しくなりました。土曜日か水曜日なら休めることが多いです。
- ・金銭面でも、私と次郎の家の最寄り駅である九大学研都市駅から太郎さんの家の最寄り駅である天神駅までは片道530円(往復1060円)かかり、負担が大きいです。
- ・他に不満がある点としては、面会するとき帰りが遅くなることが多く、私は待ち合わせ場所で何時間も待たされたことがあります。次郎が楽しそうなので面と向かって文句は言えませんでした。不満に思ったことも何度もありました。
- ・養育費に関して、十分な額を払ってもらっているとは思えません。
太郎さんが転職して、以前よりも良い会社に勤めているということを知りました。
現在払ってもらっている養育費の月3万円という額は、離婚時に決めた額です。私の現在の年収は勤務体制が変わってからは250万円、離婚当時から2018年3月までは200万円でした。太郎さんの現在の収入は知りませんが、離婚当時は非正規雇用でほとんどゼロの月もあったと記憶しています。その時お互いの収入を考慮して決めた額なので、現在の状況に照らして考えるとやはり少なすぎると思います。もっとも、現在の裁判所の基準ではこの程度だとも聞いていますが、そもそも基準が低すぎると思います。
- ・太郎さんから連絡があったということを保育園の先生から聞いたときは、怖くなりました。ニュースで離婚後の妻子にストーカー行為をした人の事件を目にした直後だったからです。それで思わず「警察に通報する」などと言ってしまいました。もちろん本気でそう思っているわけではありませんが、園に迷惑をかけることにもなるので、今後こういうことはやめてほしいです。
- ・正直、太郎さんからのケータイやLINEで連絡を受けるのがうっとうしいです。せめて、夜10時以降は連絡を入れないようにしてほしいです。
- ・次郎も太郎さんに会いたいようなので、面会交流自体を禁止したいわけではありません。ただ次郎の親権者は私ですし、ギャンブルで借金を作ったようなだらしない人に、こちらが金銭的・時間的に無理をしてまで面会をさせるつもりはありません。たとえ会わせるにしても、しつても大事な時期になってきているので、たとえばプレゼントについてもこちらの了解を得てからにしてほしいです。

労働審判

労働審判

- 司法制度改革立法の1つとして、労働審判法(2004年公布、2006年施行)が作られた。
- 地方裁判所で行われる。
- 労働審判委員会は、裁判官1名と労働審判員2名で組織する。労働審判員は、労働者又は使用者の立場で実際に労働紛争の処理等に携わった経験があるもの。
- 個別労働紛争が対象。(集団労働紛争でなく)
- 原則として3回以内の期日で、調停を試み、解決に至らない場合には、審判を行う。

2

労働審判(続)

- 書面一括提出主義がとられ、申立人・相手方それぞれが、期日より前に主張と証拠を一括して提出する義務を負う。この影響もあり、弁護士選任率は8割を超える。
- 期日における直接口頭主義なども評価されている。
- 労働審判の手続構造を民事一般に応用する試みもなされている。浅見宣義(2011年)、菊池浩也=藤田正人(2011年)など。
- 行政型ADRである個別労働関係紛争解決促進法(2001年)に基づく労働局あっせんに比べて、解決金額が高く実効性が評価されている。

3
